

《研究ノート》

スペインにおける 国家持株制度について

黒田清彦

はじめに

一、INI創設時の状況

二、傘下の企業部門

三、株式参加の態様と外国資本

四、今後の展望——結びに代えて

はじめに

——今日のスペインにおける公企業の機能は、純粹にテクノクラティックな規準を以ってしては、即ち、補助・助成の原則に訴えるのみでは、決定し得ない。問題は、公企業が、純粹な市場経済か経済集産主義 (colectivismo económico) かという両極端の間で、非常に重要な経験となり得るところのスペイン社会の概念であるということである。政治的選択の枠内で、公共産業持株会社としてのINIは、より均衡のとれた、より正当な社会を現出するための、政府の偉大な手段である。——

これは、昨年六月、INI (Instituto Nacional de Industria: スペイン産業公団) のオルドニェス (Francisco Fernández Ordóñez) 総裁が述べた言葉であるが、今日、スペイン経済において国家が強力に企業統制を行っている事実とその重要性を強調している。

INIは、一九三六年に始まり、一九三九年に終結した市民戦争 (Guerra Civil) によって極度に疲弊したスペイン経済を建て直すために、一九四一年に創設された国家持株制度である。イタリアのIRI (Istituto per la Ricostruzione Industriale: 産業復興公団) に倣ったものとも言われ、その実態は、私のかねてよりの興味の対象であるが、未だ(三月現在)手元に届かぬ資料があって、十分な解明ができないことを残念に思う。本稿が発表される頃までには、最新のデータも入手できていよう。それは機会を改めて紹介することとし、とりあえず今回は、手持ちの乏しい資料と私の留学中(一九七〇年九月——一九七三年二月)の諸体験から得た知識を以って、可能な限り正確な数字を挙げて述べてみたい。

(1) Sebastián Martín-Retortillo, "La Empresa Pública como Alternativa", R. D. M., Vol. XLIV, No. 105—106, p. 60, Madrid, 1967.

(2) 在西日本大使館その他の依頼で、NHKと当時開発計画大臣であったロベス・ロドリ (López Rodó) 氏との会見やINI代表と日本経済界代表との会談等において通訳の任を果たした折のメモも参照した。

一 INI創設時の状況

INIの設置を定めた一九四一年九月二十五日法の前文には、次のように謳われている。

「——我が国には、これらの大きな産業計画に融資し得る機関は存在しない。なぜなら、現在の金融会社は、その構成からして、また短期融資を専門としていることからして、この目的を達成するための機関とは言えないからである。——(中略)

——然れば、各産業を刺激しつつ、新たな生産源の創出と現存する生産源の拡大を推進する我が国産業再建の大計画に形をつけ現実化せしめ得るところの、経済力と法人格を備えた機構(Organismo)の必要性が生じてくる。——」

右のような大前提に立って、同法第一条は、特に国防に重要な関わりを持つ産業の再建と自給自足経済を強調している。かかる方向は、当時既に進められていた「イベリア航空株式会社」の国有化(一九四〇年六月七日法——国有化が完了したのは一九四三年十一月)、一九四一年一月二十四日法によるRENFE (Red Nacional de los Ferrocarriles Españoles: スペイン国有鉄道網)の誕生等の動きと無関係ではない。同時に、当時の国際政治上の緊張関係が各国に統制政策をもたらしたということも考慮に入れるべきであろう。いずれにせよ、INIは、国際的緊張を背景として、内戦によるスペイン経済の荒廃状態から要求された国家的手段として誕生したのである。

スペイン市民戦争に引き続いて起こった第二次世界大戦にお

いては、スペインは、市民戦争で反乱軍を強力に支援したナチ・ドイツの再三の参戦要請にも拘らず、国家経済再建のために中立を維持したが、その自給自足経済にとって、INIは重要な役割を果たした。大戦中だけでも、INIが設立または増・融資した企業は十社を超える⁽³⁾。

第二次世界大戦後、スペインは、その政治体制の故に、国際政治・経済界から閉め出され、全く孤立状態に追い込まれた⁽⁴⁾。従って、マーシャル・プランによる援助も受けられず、殆ど自力で経済再建と工業化を進めなければならなかった。かかる状況の下で、INIは、スペイン経済にとって、ますます重要性を帯びたのである。

(1) 国有化以前の名称は *Compañía Mercantil Anónima "Iberia"* (株式会社イベリア)。¹⁾ 国有化後は *Iberia, Sociedad Anónima* (イベリア株式会社) で、いずれも「航空」を意味する語を含まないが、ここでは便宜上この語を付した。

(2) 同 *San Sebastián Martín-Retortillo*, op. cit., p. 59.

(3) 例えば、造船業 *Elicano* (商船) ²⁾ *Bazan* (軍艦) ³⁾ 石油 *Calvo Sotelo* 等である。

(4) フランコ政権の体質に対する嫌悪感にかけて加えて、特にベネルクス三国などは、十六世紀のスペイン帝国による支配とプロテスタント弾圧という歴史的事実に対する潜在的な遺恨を持っていると言われ、EECへの加盟が実現しない一つの要因もそこにあると言われている。ちなみ

業種	傘下企業数	マーケットシェア	主な企業
造船	4	88%	AESA, BAZAN (主に海軍用), ASTANO
車輻	3	48%	SEAT (イタリアのFIATと技術提携), ENASA (主にバス・トラック)
石油	3	37%	REPESA, CALVO SOTELO, HISPANOIL
製鉄	2	不明	ENSIDESA, UNISA
鋳業	2	30% ^(HUNOSAのみ)	HUNOSA, POTASAS DE NAVARRA
非鉄金属	1	不明	ENDASA (アルミ)

ESPAÑA 74 No 14.

に、スペインが国際連合への加入を認められたのは、一九五五年である。

二 傘下の企業部門

INI傘下の業種は、車輻、製鉄、造船、石油、肥料、繊維、航空、電話、電力、漁業等多岐に及んでいる。最近工業省 (Ministerio de Industria) が発表した一九七三年における統計によると、INIは、資本総額一千二百九十一億一千四百万ペセタ (邦貨約六千四百五十六億円) による五十八の企業に直接参加 (後述) しており、これら五十八社の売上高は、三千五百十六億一千五百万ペセタ (邦貨約一兆五千二百八十二億円)、その従業員は十二万六千八百八十九人を数え

る。

売上高に関してスペインの大企業に序列をつければ、上位二十五社の中、九社がINI傘下であり、その中で、SEAT (自動車)、ENSIDESA (製鉄) およびAESA (造船) が各々一位、三位および五位を占めている。貧弱なデータではあるが、INI傘下企業の中、主なものを業種別に挙げ、一九七三年末におけるマーケット・シェアについても調べてみた (上記表参照)。

なお、この他、電気、水道、ガスに関しては、八社がINI傘下であり、そのシェアは三十七%である。

三 株式参加の態様と外国資本

INIは、一九七三年十二月三十一日の時点において、五十八社の株式をいわゆる「直接参加 (participación directa)」の形で保有している。その態様は次のように分類される。

INIの出資率	企業数
全額出資	十五
五十%以上	三十
五十%未満	十三

INIが直接に株式参加している企業の他に、「間接参加 (participación indirecta)」の形でINIの影響下にある企業もある。これは、右に述べたINI直接参加企業が株式を保有することにより、結果的には、INIが間接的に株式参加していることになるという場合である。この形においてINIが関

与している企業は、一九七三年十二月三十一日の時点では、百七十五社である。その中五十三社はINIの支配・統制を受けていると考えることができる。即ち、これら五十三社は、INIが五十%以上の株式を保有している傘下企業から、五十%以上の出資を受けているということである。

ところで、スペインは、戦後数年間、国際的孤立の中、外国資本を嫌い、主として政府借入れによって工業化を進めたがために、インフレが亢進した。この経済危機を打開するため、一九五八年に経済安定計画が実施された。同計画の一環として、外資導入が促進され、国内企業に対する外資の参加率は、従来の二十五%から五十%に引き上げられた。この外資導入の促進は、一九六四年に始まった経済発展四ヶ年計画にも引き継がれ、以後、外国資本は大幅に増加している。

前記五十八のINI直接参加企業について見れば、十二企業が外国資本を受けており、その中五企業は石油部門または石油化学部門に属する。INI傘下の企業(計二百三十三)に出資している外国企業の内訳は、米合衆国六社、フランス三社、西ドイツ三社、そしてカナダ、イタリア、スウェーデンおよびスイスが各一社である。INIグループにおける外資の参加率は三、五八%である。

(1) 在スペイン日本国大使館編、外務省欧亜局監修「スペイン国」(世界各国便覧叢書)、日本国際問題研究所、一九六六年、七十一頁。

(2) 現在スペインでは、第三次経済発展四ヶ年計画(III

Plan de Desarrollo 1972-1975)を実施中である。外資導入に関しては、少々古い統計になるが、一九六〇年に約七百万ドルだったものが、一九七〇年には約二十一億ドルと飛躍的に増大している(Banco Central, "Estudios Económicos", 1971 参照)。外資導入の増大は、最近のスペイン経済の高度成長の要因の一つに数え上げられている。

四 今後の展望——結びに代えて

戦後経済の復興という悲願を契機として設置されたINIは、三十数年間にわたって、スペインの経済統制政策推進の重要な役割を果たしてきた。最近のめざましいスペイン経済の発展は、INIに負うところが大きいと言えるであろう。それでは、当初の目的を一応果たしたINIは、今後どういう方向に進むのであろうか。最近INI当局から発表された今後の目標を箇条書にまとめてみよう。

- 一、独占現象と闘いつつ、国内産業のあらゆる重要な部門における競争(concurrencia)をできるだけ助長する。
- 一、中期および長期の経済計画の面から、政府の有効な政策手段となる。
- 一、貿易収支の赤字を是正すべく、外国からの長期融資の途を開拓する。
- 一、貿易収支改善のため、スペイン製品を奨励する。このため、現在、取引を緊密にする可能性のある国々にINI常

設代表部を置く計画が進められている。
一、国の内外に資源を開拓し、⁽¹⁾ 価格の安定とより良い供給をはかる。

一、企業の国内および国際的競争力 (competitividad) を改善するため、同一部門における企業の再編と集中のプロセスを維持する。

一、高度の技術産業を奨励し、外国の技術導入によって、外国資本に支配され、またはこれへの従属がもたらされることを予防する。

一、国防のために軍需を満たしていく。

本稿の冒頭に掲げた I N I 総裁の発言と合わせ考えてみると、I N I は今後もスペイン経済社会において重要な役割を果たしていくであろう。実際、市民戦争後の荒廃したスペインを今日の状態に復興せしめたのが、政府による企画的な経済統制政策であったことは、多くの人々の認めるところである。

しかしながら、ここで視点を交えて考えるならば、国家によるかかる統制が三十有余年も続けられているという事は、我々にとって、驚異的とも映るのではなからうか。あるいは、これによって企業が成長発展してきた事実の裏には、これを受容する何か「スペイン的な体質」とでも言うべきものが潜んでいるのであろうか。もしそうだとすれば、かかる体質は、ドラステイックな革命でも起こらない限り(あるいは、たとえ起こっても)存続するであらうし、従って、スペインの国家的経済

統制は今後も続くであろう。それが政治体制の如何と関係あるや否やは、今の私にはわからない。いづれにせよ、I N I のような上からの単一的支配機構がなければ、スペイン企業の今日ではなかつたであらうし、これからもそれは必要不可欠の制度なのかも知れない。感覚的に把握することは法学徒として憚られることではあるけれども、私の生活体験からしても、一般にスペイン社会には、国家的統制を受け入れる何かがあるように思われてならない。イタリアの国家持株制度について吉永先生が指摘される「カトリシズムのヒアラルシー」⁽²⁾ は、スペインの場合にも該当し得る興味深い示唆ではあるまいか。

(1) 国外では、ブラジルにおける鉄鉱およびボーキサイトの開発、ならびにナイジェリアにおけるウラニウムの開発がその例である。

(2) この点については、間接的ではあるが、国民性の観点から前に指摘した(一九七三年六月十九日および二十日付中部日本新聞夕刊、拙稿「スペイン雑観」)が、そこに書いた教会の新しい動向とスペインにおける国家持株制度の理念、さらには企業労働共同体理念との関わり合いといった問題が、興味深いテーマとなりそうである。

(3) 吉永榮助「イタリアにおける公益事業形態」(現代公益事業講座第二巻「公益事業形態論」)二八九頁、電力新報社、昭和四十九年。

(4) スペインにおける企業理念との関連において I N I を研究することが今後の課題の一つであるが、その意味にお

いて、基本法 (Leyes Fundamentales) の一つである国民運動原則法 (Ley de Principios del Movimiento Nacional) ——一九五七年五月十七日法 (但し、一九六七年

四月二十一日公布) ——の原則第十の次の規定は興味深い。

「スペイン人の階級秩序 (jerarquía)」、義務および名誉の根源 (origen) として労働が認められ、社会的機能に条件づけられた権利として私有財産 (propiedad privada) があらゆる形態において認められる。経済活動の基礎たる私的創意 (iniciativa privada) は、国家の行為によつて促進され (estimulada)」、誘導され (encauzada)」、必要な

場合には、国家がこれを代行 (suplicada) すべきものとす
る。」

付記

本文中に引用した文献、資料の他、在日スペイン大使館の御厚意により、左記の資料を役立たせて頂いたことをここに記して謝意を表します。

Olcina de Información Diplomática (Ministerio de Asuntos Exteriores), "España 74", No. 13—16, Madrid, 1974.

(玉川大学専任講師)